

☆レース開催日程は暫定スケジュールとなっています。

ロードスターNR-A・N1レース／デミオレース シリーズ統一規則

目次

競技規則 (Sporting Regulation)	P. 2~4
ロードスターカップ ND・NC 車両規則 (ND・NC Race Technical Regulation)	P. 5~9
ロードスターカップ NA・NB 車両規則 (NB・NA Race Technical Regulation)	P. 10~14
デミオ車両規則 (DEMIO Race Technical Regulation)	P. 15~18
ロードスターN1車両規則 (Roadster N1 Race Technical Regulation)	P. 19~22
付則 (参考資料)	
2019年富士チャンピオンレース区分、賞典、スケジュール	P. 23
指定部品・認定部品一覧	P. 23~24

競技規則 (Sporting Regulation)

第1条 大会

本競技は、当該年度 of FIA 国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した、日本自動車連盟 (JAF) の国内競技車両規則及びその付則、並びにそれらに準拠した DO モータースポーツアソシエーション (DMA) が定めるレースシリーズ統一規則により開催される。各大会主催者により特別規則が定められている場合は当該規則が優先される。すべての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各大会主催者および競技役員 の指示に従う義務を負うものとする。

第2条 組織

本シリーズは、DO モータースポーツアソシエーション (略称 DMA) の主管により運営され、それぞれの大会に於ける組織委員会、審査委員会、競技長およびその他の競技役員は各大会の特別規則にて公示される。

第3条 競技規則の変更

シリーズ統一規則は、シリーズ開催年度途中に於いても見直しを行うことがある。その内容は DMA 発行のブルテン (Bulletin) で発表される。

第4条 競技会日程/開催場所/オーガナイザー

別途、公示される。

第5条 レース距離/完走周回数/決勝出走台数

各大会の特別規則書に公示される。

第6条 参加資格

ドライバーは、当該年度に有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 級以上の所有者であること。

第7条 参加車両・ゼッケン番号

- 参加車両は、別掲の車両規則に合致した車両であること。
- 参加車両のゼッケン番号は、各主催者が決定し各シリーズに於いて当該年度を通して使用される。
NC・ND レース参加のチャレンジクラス車両は「RC」、オープンクラスは「RO」の参加クラス識別表示が義務づけられる。
NA・NB レース参加車両は、NA6・NA8・NB8・NB6 の参加クラス識別表示が義務づけられる。
これらのクラス識別シールは車両後方から容易に確認が可能な位置に表示しなければならない。
車両番号の表示場所は、フロントボンネット・左右ドア中央部・リヤの4箇所とし各自で用意しなければならない。
ND・NC・デミオゼッケンベースは DMA 指定、NA・NB は富士チャンピオンレース指定のものを左右ドアに貼り付けなくてはならない。

第8条 参加申込

- 各大会への参加申し込みは、当該大会主催者宛に行うこと。
- 参加申込方法および受付期間は、各大会特別規則書による。
- 参加費用は、各大会の特別規則書に公示される。
- 参加申込書に記載する車名には、各々の参加レースに該当する「ロードスター」または「ROADSTER」、「デミオ」または「DEMIO」の文字が含まれていなければならない。

第9条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。
そして相互に、また競技役員に対する攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。
本条項に違反した場合は、厳重な罰則が適用される。

第10条 罰則

- サーキットにおけるドライブ行為の規律
ドライバーは、FIA 国際競技規則付則I項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定ならびに、それに準ずる規定を遵守しなければならない。この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、当該大会の罰則とは別に DMA から標記の通り厳しく罰せられる。
 - 各大会において当該競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティを科せられたドライバーは、DMA により公示される。
 - 参加した大会で受けたペナルティの全てを加算する。また、シリーズポイントの減算および剥奪は全てのシリーズに適用する。
 - 参加した大会で受けたペナルティ1件ごとに、その年度内に獲得したシリーズのポイントから10ポイントが減算される。
 - 上記ペナルティが3件に達したドライバーは、その年度内に獲得したシリーズポイントが全て剥奪される。
 - 上記ペナルティは、ペナルティを科せられた日から1年間累計され、翌年度の応答日から個別に削除される。
- 車両規則違反
参加者は、本規定に定められた車両規定、該当する JAF 国内競技車両規定、当該大会の特別規則に定められた車両規定、および当該サーキット規定に定められた車両規定に違反し失格となった場合、当該大会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てが剥奪される。

第11条 広告スペース

参加者は、DMA および各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない、その数・位置についてはDMA の指示に従わなければならない。

富士チャンピオンレース参加車両は以下のステッカーを車両の指定箇所に貼付しなければならない。

ND・NC ロードスターカップ チャレンジクラス	: POTENZA(車両前後)、MZ Racing(車両前方)
ND・NC ロードスターカップ オープンクラス	: DIREZZA (車両前後)、MZ Racing(車両前方)
NB・NA ロードスターカップ	: POTENZA(車両前後)、MZ Racing(車両前方)
DJLFS・DJ5FS・DE5FS デミオレース	: DIREZZA (車両前後)、MZ Racing(車両前方)
ND5RC・NA6CE N1 レース	: DIREZZA (車両前後)、MZ Racing(車両前方)
ND・NC・デミオ全クラス 指定ゼッケンベース	: NUTEC、DO-ENGINEERING(左右ドア)
NB・NA 全クラス 指定ゼッケンベース	: NUTEC、Fuji Champiom Race Series(左右ドア)

第12条 車両の交換

参加受付後の車両交換は認められない。

第13条 大会期間中の整備作業

大会期間中に認められる登録番号標付競技車両の整備は以下の通りとする。

但し、当該大会の技術委員長の許可がある場合はこの限りではない。

- 1、 エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換
- 2、 ブレーキ・クラッチフルードの点検補充、交換、エア抜き作業
- 3、 冷却水の点検、クーラントまたは水の補充、交換
- 4、 バッテリー液量の点検、蒸留水の補充
- 5、 タイヤ・ホイールの清掃
- 6、 タイヤエア一圧の点検、調整
- 7、 ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認
- 8、 調整ダイヤルによるショックアブソーバーの減衰力調整
- 9、 ウォッシュャー液量点検、ウォッシュャー液または水の補充
- 10、 ガソリン給油
- 11、 各種ステッカーの交換
- 12、 車両より部品の取り外しを伴わない各部の清掃

第14条 燃料

当該大会の参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則第3編第1章第9条「燃料」に従い、通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている当該自動車メーカー指定の燃料を使用すること。

第15条 エアバック

当該大会の公式車両検査開始前までにエアバックの作動を制限するか停止させること。当該大会の競技中は常にその状態を維持しなければならない。

第16条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、当該大会期間中、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。

また、事故や使用による損傷及び摩耗した部品の交換(修復)は、当該大会の技術委員長の許可を受けた上で作業を行うことができる。その際、当該車両は再車両検査を受け合格の承認を得なければならない。

第17条 公式予選(組分け)

- 1、 全ての参加ドライバーは、スターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走しタイム計測を受けなければならない。
- 2、 予選を組分けして行う場合、当該シリーズポイントを考慮しそのポイント上位のものから交互に組分けを行う。なお、シリーズ初戦の場合はゼッケン番号を基に交互に組分けを行う。
- 3、 各クラス上位3台のベストラップタイムの平均に130%を乗じたものを予選通過基準タイムとし、これを満足したものに對し予選結果順に従って定数までスターティンググリッドが与えられる。
- 4、 公式予選において最低基準タイムをクリアできなかったドライバーは、大会審査委員会が認めた場合を除き決勝レースへの出場は認められない。

第18条 決勝スターティンググリッドの決定方法

- 1、 スターティンググリッドは公式予選のタイム順に交互に与えられる。予選を組み合わせで行われる場合は、各組の1位のタイムを比較し、上位の組がポールポジション側を占める。
- 2、 2レース大会における第2レースのスターティンググリッドは、第1レースの上位順に交互に与えられる。

第19条 コンソレーションレース

各大会において、最大決勝出走台数が11台以上超える参加台数があった場合に、予選不通過車両を対象としたコンソレーションレースを行

うことがある。この場合、当該大会の参加者に対し公式通知をもって公示する。

第20条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第21条 車両保管

- 1、 競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される。参加者は、車両保管解除後に車両整備が認められる。
- 2、 車両保管期間中の競技車両持出は必要に応じた持出申請をしなければならない。
- 3、 持ち出し車両は、レース前の指定時間までに当該レース担当技術委員による再車検を受けなければならない。

第22条 公道走行チェック

- 1、 参加受付された登録番号標付競技車両は、レース終了後の車両保管が解除された後、指定された検査員により実施される公道走行チェックを受けなければならない。
- 2、 決勝レースに不出場またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。
- 3、 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1)車体外板
 - (2)かじ取り装置
 - (3)制動装置
 - (4)走行装置
 - (5)緩衝装置
 - (6)動力伝達装置
 - (7)電気装置
 - (8)原動機
 - (9)排気系
 - (10)灯火装置・方向指示器
 - (11)警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - (12)競技走行において異常が認められた箇所
 - (13)エアバックの作動確認
 - (14)最低地上高※検査内容は JAF 指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。
- 4、 公道走行チェックに於いて、一般公道に於ける運行が不適と判断された車両は、主催者によって承認された規定の場所(使用者の保管場所、自動車整備工場)までキャリアカーなどによって移動されなければならない。
- 5、 参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、かつその参加者・ドライバーおよび当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
- 6、 入賞した車両が本項によってその競技成績を抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第23条 賞典

- 1、 各大会賞典 : 当該大会の賞典は、各大会の特別規則に公示され表彰を行う。
- 2、 シリーズ賞典 : 詳細は別途公示される。

第24条 補足/統一解釈

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、および各大会の公式通知により示される。尚、本規定の変更及び解釈は DMA よりブルテン(Bulletin)として公示される。

以上

ロードスターカップND・NCLレース車両規則

(RoadsterCUP ND・NC Race Technical Regulation)

当該年度 JAF 国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に適合したマツダロードスター(車両型式:NCEC、ND5RC、NDERC)の車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF 国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA 車両規定」に準拠していなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならない。

当該レース車両は、チャレンジクラス(呼称 RC)及びオープンクラス(呼称 RO)の2クラスに分類され、車両後部に該当クラスが判別できるシールを貼付しなければならない。

年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<https://do-eng.com/mortorsports/regulation/>

定義

1) 指定部品

DMA より使用が義務づけられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品を含み認められない。

2) 認定部品

DMA より使用が認められた部品。認定部品以外にマツダ純正部品の使用が認められる。

認定部品の登録申請

一般購入できることを条件として DMA が認定した部品を当該レースに於いて使用することができる。

申請は製造者が発行したカタログ・仕様書など、詳細の分かるものを添付した書面を事務局に提出しなければならない。

DMA が認めた場合を除き、指定部品・認定部品に対する改造は認められない。

※指定・認定パーツは、DMA ホームページ(<https://do-eng.com/mortorsports/authorize/>)に公示される。

1. 安全規定

改造及び付加物取り付けなど当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品(DMA 指定部品及び認定部品を含む)の使用を除き、量産車装備仕様を変更することなく維持されなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1編第4章第4条安全ベルトに準拠した5点式以上の安全ベルトの使用が義務付けられる。

頭部及び頸部保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

乗車定員分の純正シートベルトを取り外してはならない。

1-3 消火器

消火器の装着を推奨する。取り付ける場合は JAF 国内競技車両規則第3編第5章第1条「消火器」に従うこと。

1-4 ロールバー

DMA の指定する6点式ロールバーを装着しなければならない。

1-5 けん引用穴あきブラケット

車両の前後に国内競技車両規則第1編第4章第8条けん引用穴あきブラケットに準拠した装置を備えなければならない。

2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のままで修正加工・交換・追加・変更・調整等の改造は認められない。

さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

改造規定で禁止される項目を含み、同一車両型式の他グレード純正部品への変更が許される。

3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着部品(純正装着)及び車体を除き、カーボンの使用は禁止される。

4. エンジン

4-1 エンジン及び補機

純正部品の改造は一切許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント

改造は許されない。

4-1-2 フライホイール

オープンクラス車両のみ改造変更が許される。

4-1-3 オイルポンプ

改造は許されない。

4-1-4 補機バッテリー

変更が許される。ND5RC チャレンジクラス車両のバッテリー本体外寸は、当初のバッテリーと同等でなければならない。

取り付けは安全で確実な構造とし簡易取り付けは許されない。最小限の搭載位置の変更が許される。

4-1-5 オルタネーター

改造は許されない。

4-2 点火系統

4-2-1 セルモーター

改造は許されない。

4-2-2 点火プラグの変更が許される。

4-3 吸気・排気系統

4-3-1 エアクリーナー

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

オープンクラスは、エアーフィルターボックスの変更が許される。

但し、エアーボックスへの外気導入口の変更は許されず、標準ダクトを維持しなければならない。

4-3-2 マフラー及び排気管

チャレンジクラスは DMA の認定したマフラーのみ変更が許される。

オープンクラス車両は保安基準に適合し常時購入が可能な部品への変更が許される。

保安基準適合はエントラントの責務により証明しなければならない。(製造メーカー発行の適合証明書及びコーションプレート確認により基準適合と判断される)

4-3-2 排出ガス

当該車両の保安基準規制値を超えないこと。

4-4 冷却系統

4-1 ラジエター

ラジエターキャップに限り交換が許される。

オープンクラスのラジエターは配管を含み変更が許される。但し、取り付け位置の変更は許されない。

4-2 ラジエターファン

改造は許されない。但し、NCEC のファンコントローラー追加・変更は許される。

4-3 オイルクーラー

オープンクラス車両はエンジンオイルクーラーの追加装着が許される。

なお、配管の経路を確保するための車体の修正加工は許されるが、フレーム等の主要構造体に手を加えてはならない。

4-4 サーモスタット

改造は許されない。

4-5 エンジンコントロールユニット

改造は許されない。

オープンクラス車両は DMA の認定したエンジンコントロールユニットの使用が許される。

NC チャレンジクラス車両は、DMA の認定した装置装着によりレース中のスピードリミッター解除が許される。

5. シャシー

5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm 以上を確保すること。

5-2 最低重量

5-2-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量(燃料、潤滑油、冷却水を含む)は、以下の通りとする。

NCEC : チャレンジクラス・オープンクラス 1110kg

ND5RC : チャレンジ・オープンクラス 1010kg

NDERC : オープンクラス 1100kg

5-2-2 最低重量は、性能の均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-2-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-3 ラバーマウント及びブッシュ

改造は許されない。オープンクラス車両は DMA の認定した強化ブッシュの装着が許される。

6. 駆動装置

6-1 クラッチ

改造は許されない。

オープンクラス車両は、数及び直径を除き変更することができる。

但し、カーボン製(カーボン含有率がすべてを占めるもの)の使用は認められない。

6-2 トランスミッション

改造は許されない。

6-3 ディファレンシャル

改造は許されない。

オープンクラス車両は、ボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を元のケース使用を条件に変更することができる。

また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

6-4 最終減速比

改造は許されない。

7. 制動装置

7-1 ブレーキパッド

ブレーキパッドの材質変更が許される。但し、カーボン材(カーボン含有率がすべてを占めるもの)は使用できない。

7-2 ブレーキホース

ブレーキホースの変更が許される。

7-3 ローター

DMA の認定したブレーキローターに変更することが許される。

オープンクラス車両は、DMAの認定したキャリパーへの変更が認められる。

7-4 バックプレート

改造は許されない。オープンクラス車両は取り外し及び冷却ダクトの装着が許される。(但し、外観の変更は許されない)

7-5 その他

改造は許されない。また、ABS 及びブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

8. サスペンション

8-1 スプリング、ショックアブソーバー、スタビライザー

チャレンジクラス参加車両の変更改造は許されない。

オープンクラス車両は変更が許される。

8-2 アーム

改造は許されない。

9. タイヤ及びホイール

DMA の指定するタイヤ及びホイールサイズを使用し、同時に装着するタイヤ・ホイールは同一でなければならない。

9-1 タイヤ

クラス別指定タイヤを装着しなければならない。

NDERC	オープンクラス	:	<u>DUNLOP DIREZZA ZIII</u>	<u>205/50R16、205/45R17</u>
ND5RC	オープンクラス	:	<u>DUNLOP DIREZZA ZIII</u>	<u>195/50R16、205/50R16</u>
	チャレンジクラス	:	BRIDGESTON POTENZA Adrenalin RE003	195/50R16
NCEC	オープンクラス	:	<u>DUNLOP DIREZZA ZIII</u>	<u>205/50R16、205/45R17</u>
	チャレンジクラス	:	BRIDGESTON POTENZA Adrenalin RE003	205/50R16

(1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。

(2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。

(3)タイヤの溝は常に 1,6mm 以上あること。

(4)タイヤは加工しないこと。

(5)タイヤのウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等は行わないこと。

9-2 ホイール

サイズ	NDERC	オープンクラス	: 6.5~7.0J-16 or 17、offset +25~50
	ND5RC	チャレンジクラス	: 6.5J-16、offset +45
		オープンクラス	: 6.5J-16、offset +25~50
	NCEC	チャレンジクラス	: 6.5J-16、offset +55
		オープンクラス	: 6.5~7.5J-16or17、offset +45~55

- (1)ホイールオフセット変更によるフェンダーからのみ出しは一切認められない。
- (2)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出しのないこと。
- (3)ホイールスペーサーの使用は許されない。
- (4)ホイール間隔保持のための部材溶接及びアクスルハブ間隔保持のための部材を溶接することは許されない。
- (5)走行中に外れる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。

10. 車体

10-1 自動車登録番号標

DMA の認定したブラケットを使用し、移設することが許される。

10-2 空力装置

車体の全長及び全幅は、保安基準で規定される一定範囲を超える事は許されない。

下記 ND5RC 用マツダ純正アクセサリ及び DMA 認定部品への変更取り付けが許される。

- ・マツダスピードフロントアンダースカート(QND1 50 AH0)
- ・マツダスピードエアガイド(N243 V4 990)
- ・マツダスピードリアスポイラー(QND1 51 960)
- ・マツダスピードサイドアンダースカート(QND1 51 P10)
- ・マツダスピードリアアンダースカート(QND1 50 360)

10-2-1 ボンネット及びトランク

改造は許されない。オープンクラスのボンネットは DMA 認定改造及び認定パーツへの変更が許される。

10-2-2 フロントスポイラー

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-3 リアスポイラー

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-4 サイドスカート

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-5 バンパー、その他エアロパーツ類

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-6 ミラー

ドアミラーの形状変更は許されない。バックミラーの追加は許される。

フロントバンパー開口部にエアコンコンデンサー及びラジエーターコア破損防止の為の防護ネットを取付けることができる。防護ネットを取り付ける場合は車体側の形状に影響することなく確実に取り付けなければならない。

10-3 補強、その他

マツダ純正アクセサリ及び DMA 認定部品への変更取り付けが許される。

10-3-1 車体の改造は許されない。

10-3-2 ストラットバー、パフォーマンスバー等

チャレンジクラス車両は DMA 認定パーツのみ装着が許される。

オープンクラス車両はボルトオンで取り付けられるものに限り装着が許される。

10-3-3 断熱処理

排気系統の高温を遮断する目的の断熱材装着が許される。

10-4 車体内部

10-4-1 コクピット

改造は許されない。

10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。但し下記に記載されたものを除く。

- (1)ロールバーの装着、またはタワーバー設置に伴う最小限の内装切除。
- (2)マツダスピードルームミラー(D09W 69 220)への変更が許される。
- (3)トランクルーム内のマット及びカバー類の除去が許される。

10-4-3 ステアリングホイール

改造は許されない。

オープンクラス車両は外径 350mm 以上で保安基準に適合したステアリングホイール及びボスの変更が許される。

10-4-4 フットレスト・ペダルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。但し、確実に取付けること。

10-4-5 座席

保安基準に適合したバケットシート及びシートレールへの変更が許される。

10-4-6 隔壁

改造は許されない。

10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

10-4-8 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

10-4-9 補助メーター(計測器)

電気式メーターを装着することが許される。但し、標準装備のメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

データロガーは電氣的諸装置を調整出来る機能を有さないことを条件に装着が許される。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置・取付け方法であること。

なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

11. 一般消耗品

オイルフィルター・ワイパーブレード・バルブ等の消耗品は、同等品への交換が許される。

12. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈をもって最終とする。

ロードスターカップ NA/NB 車両規則 (Roadster Cup Race Technical Regulation)

当該年度 JAF 国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に適合したマツダロードスター(車両型式: NA6CE、NA8C、NB8C)の車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF 国内競技車両規則第3編第5章「スピード SA 車両規定」に準拠しなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならず、レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。

※年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<https://do-eng.com/motorsports/regulation/>

1. 安全規定

改造及び付加物の取付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品(DMA 指定部品及び認定部品を含む)の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1章第4章第4条安全ベルトに準拠した5点式以上のベルト使用が義務づけられる。

頭部及び頭部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

乗車定員分の純正シートベルトを取り外してはならない。

1-3 ロールバー

スピード車両規定安全規定に準拠した6点式ロールバーを装着しなければならない。

(1)乗員の頭部等を保護するため頭部等に接触する恐れのあるロールバーの部位は、緩衝材で覆われていること。

(2)ロールケージの車体への取付け及び連結部は、ボルトオンでなければならない。

(3)斜行ストラット及びドアバーの装着を強く推奨する。

1-4 牽引フック

車両の前後に国内競技車両規則第1編第4章第8条けん引用穴あきブラケットに準拠した装置を備えなければならない。

取り付けのための最小限の改造が許される。

1-5 エアーバッグ

競技中は機能を停止しなければならない。

1-6 消火器

1.5kg 以上の手動消火器の取り付けを強く推奨する。

1-7 ボンネットファスナー

追加取付けすることが許される。

2. 改造規定

下記の規定に記載されていない事項については、たとえ SA 規定・保安基準で改造が認められていても一切の変更及び改造は許されない。

同一型式に設定されているパーツへの変更が許される。

但し、オートマチックトランスミッションとマニュアルトランスミッション及び NB8C の前期車両と後期車両は同一型式として認められない。

ターボ仕様車の参加は認められない。(同一型式として扱わないものとする)

3. エンジン

3-1 エンジン

3-1-1 ECU:オーガナイザーが任意のチームに対して、別の ECU に交換を指示する場合がある。

同一車両型式の純正部品を使用する事が出来る。取り付けに伴う最小限の加工はワイヤーハーネス、コネクタのみに許される。

3-1-2 ピストン

当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している補修用オーバーサイズピストンは、1 サイズアップの 0.25 のみ使用が認められるが、当該年度 JAF 国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章第1.9)条の気筒容積別クラス

を超えないこと。

3-1-3 フライホイール(SA 規定準拠) :元のフライホイールを修正加工もしくは変更することができる。

3-1-4 オイルポンプの変更は許されない。

3-1-5 サーモスタットの変更及び取外しが許される。

3-1-6 バッテリーを変更することが許される。ただし、搭載位置の変更は許されない。アース配線の追加変更は自由。

3-1-7 オルタネーター、セルモーターの変更は許されない。

3-1-8 レース中のスピードリミッタ解除が許される。但し、エンジン性能に影響してはならない。

3-2 点火系統 SA 規定に準拠し、ハイテンションコード及び点火プラグを変更することが許される。

3-3 吸気・排気系統

3-3-1 エアクリーナー(SA 規定準拠)

当初の機構を保持することを条件にエアクリーナーケース、エレメント、配管の変更が許される。取り外す事は許されない。クリーナーボックスを改造もしくは変更する場合、外部エア導入ダクトの開口部は1箇所のみとし、その面積は150cm²以下で無ければならない。

クリーナーケースは独自で成形され、ボディの一部をケースに流用することは許されない。

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

3-3-2 マフラー及び排気管

マフラー及び排気管(原動機の排気ポート以降の触媒構成部品を除く)を変更することができる。

①排気管は左向き又は右向きに開口していないこと。マフラー出口の数を変更してはならない。

②当該自動車に当初から備えられている触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、O₂ センサー、二次空気導入装置等(各装置の配管・配線を含む)は取外したり、改造してはならない。

3-4 冷却系統

3-4-1 ラジエター

ラジエター及び導風板・ダクトを変更することができる。ただし、配管を含み車体から突出しないこと。取付け位置は当初設置されていた位置から変更することは許されない。

3-4-2 ラジエターファン

スイッチ、配線を含み変更及び装着することができる。ただし、配管を含み車体から突出しないこと。

3-4-3 配管

取付け具、リザーバタンク、パイプ及びホース等を含み変更することができる。

但し、配管を含み車体から突出しないこと。

3-4-4 エンジンオイルクーラー

変更及び装着することができる。

4. シャシー

4-1 全高

当該自動車製造者発行カタログ等の主要諸元一覧表の高さから±4 cmの範囲を超えないこと。

4-2 最低地上高

全高の範囲に拘らず9 cmとする。

4-3 全長及び全幅

車体の全長及び全幅は、保安基準で規定される一定範囲を超える事は許されない。

4-4 最低重量

5-2-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量(燃料、潤滑油、冷却水を含む)は、以下の通りとする。

NA6CE,NB6C : 950 kg

NA8C : 1000 kg

NB8C : 前期車両(車台番号 ~200000) 1040kg

: 後期車両(車台番号 200000~) 1070kg

5-2-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-2-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

4-5 ラバーマウント及びブッシュ

ダンパーマウンティングブロックを除き材質変更は許されない。ゴム硬度の変更は許される。

5. 駆動装置

5-1 クラッチ

ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカバー、クラッチレリーズシリンダー、ベアリング及びフレキシブルパイプを変更することができる。

ただし、機械式クラッチを電磁クラッチに、電磁クラッチを機械式クラッチに変更しないこと。

5-2 トランスミッション

シフトノブの変更が許される。

5-3 ディファレンシャル

ディファレンシャルは数を変更しなければ、ボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ及びアウトプットシャフトの変更が許される。

6. 制動装置(SA 規定準拠)

パッドの材質、マスターシリンダー、ホイールシリンダー、倍力装置、ブレーキカム、ブレーキドラム、ディスクブレーキのキャリアパー、ローター、配管(パイプ、ホース等)、取付け具等の補強装置を変更することができる。

また、マスターシリンダーストッパーを追加することができる。ただし、駐車ブレーキを含み、ドラムブレーキをディスクブレーキに、又はディスクブレーキをドラムブレーキに変更、及び作動機構、操作装置(ペダル、レバー等)の変更は行わないこと。バックプレートは変更及び取り外すことができる。

ペダルカバー及びヒールプレート(SA 規定準拠):装着することができる。

7. サスペンション

7-1 ショックアブソーバー

材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用出来ない。作動原理及び車体への取付け位置は変更しないこと。

- ①形状、減衰力を変更することができる。
- ②車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)すること、並びにスプリングの受皿を変更することができる。調整ダイヤルによる減衰力の変更が許される。(遠隔操作を除く)
- ③ブッシュは材質及び形状の変更をすることができる。

7-2 スプリング

変更することができる。ただし下記に従うこと。

- ①数に変更しないこと。(ヘルパースプリングの使用が許される)
- ②ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。
- ③溶接、肉盛又は加熱加工を行わないこと。
- ④ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない)こと。
- ⑤切断等によりばねの一部又は全部を除去しないこと。
- ⑥ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。
- ⑦ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

7-3 スタビライザー

変更(ブッシュ・ブラケットを含む)及び装着することができるが、取り外すことは許されない。

コントロールリンクの変更は許されない。

取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。

8. タイヤ及びホイール

- ①タイヤは BRIDGESTON POTENZA RE-71R を装着しなければならない。サイズは 195/50R15 とする。
- ②ホイールは、JATMA YEAR BOOK(日本タイヤ協会規格)に記載された、使用タイヤサイズに適合したものとす。
- ③日本国内の正規販売タイヤとし、同一品名・品番であってもコンパウンドの異なるもの等の使用は許されない。
- ④タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- ⑤タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲のフェンダーはみ出しは保安基準に準拠すること。
- ⑥タイヤの溝は常に 1.6 mm 以上あること。レース終了後、いかなる場所もスリップサインが出ていないこと。
- ⑦タイヤは加工しないこと。
- ⑧ホイールはスチール製、又は JWL および/又は VIA マークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。
- ⑨ホイールスペーサーの使用は許されない。
- ⑩ホイールナットの材質及び形状の変更は許されるが、ホイール端面からのみ出しは許されない。

9. 車体

各条項で認められているものを除き、当初の車体の外觀形状の変更は許されない。ただし、エアロパーツ等の車体の外部部品取付けのための最小限の加工は許される。

車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保及び公害の防止上支障がない JAF 国内競技車両規則第 4 編付則

に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取り外し、変更は許される。

9-1 自動車登録番号標

前部の自動車登録番号標を移設することができる。

ただし、折り曲げたりしてはならず、車両前面外部の見やすい位置に保安基準に適合して確実に取り付けること。

9-2 空力装置

9-2-1 フロント・リアスポイラー、サイドスカート(サイドステップ)・リアスカート、及び第4編付則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための部品を新たに装着、交換することができる。

ただし、いずれの場合も下記事項に留意すること。

- ①最低地上高
- ②外縁は保安基準に適合しなければならない。(最前部半径は5mm以上、その他は半径2.5mm以上の形状を有する事)
- ③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。(装置は適正な強度を有し、衝撃吸収機能を損なってはならない)
- ④当該年度 JAF 国内競技車両規則に定める「エア・スポイラーの構造基準」を満足すること。
- ⑤車体下面に装着するエアロパーツはフロントクロスメンバーより前方のみとする。
- ⑥リアバンパーを変更する場合、車体下面への折返し部は30mm以内とする。
- ⑦カナード等の突起物の装着は一切許されない。ただし、一体型のエアロパーツは含まれない。
- ⑧リアウイングは取付けステー、翼端版を含み外縁は半径2.5mm以上のR形状を有していること。
ウイングの最大幅は当該型式車両の最大幅より330mm以上短く、車体の中心に取付け垂直投影からはみ出さない事。
- ⑨内部構造が剥き出しにならないこと。

9-2-2 ボンネット

加工することは許されない。

ただし、フードスクープ、内側のヒートインシュレータ(遮熱板)及び、インナーパッドの加工、装着、取り外しが許される。

9-2-3 フードスクープ

取付けることが許される。ただし、先端が尖っていたり、鋭い部分がないこと。

取り付けは、ボンネットにエンジンの吸気を目的とした1箇所のみとし、ボンネットからの突出量は取付けのための最小限のみ許される。

9-2-4 バンパー

10-2)空力装置に従い、装着、交換が許される。ただし、当初のバンパーを使用する場合は下記事項の為の最小限の加工を除き、一切の変更及び、改造は許されない。

- ①既存開口部への空気導入目的。
- ②牽引フック装着。
- ③排気管出口。
- ④エアロパーツ等の車体の外部部品取り付け。

9-2-5 ミラー(SA 規定準拠)

変更することができる。ただし、下記事項に留意すること。

- ・自動車の最外側から250mm以上、高さから300mm以上突出していないこと。
- ・最外側より突出している部分は、衝撃を緩和できる構造であること(可倒式は適合)。
- ・保安基準に準拠した後方視界を有し、ミラー最小面積100cm²以上を有すること。

9-2-6 車両型式識別表示

NA6CE・NB6C・NA8C・NB8Cの各クラスの競技車両には、車両型式識別文字を車両後方に表示しなければならない。

- ①車両型式識別文字は、NA6・NB6・NA8・NB8の各3文字とする。
- ②白地に黒文字とし書体は角ゴシック体に準ずる。

9-3 補強、その他

車体(排気系を含み)、並びにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。

ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があつてはならない。

純正のシャシー補強部材は同一型式に設定されている仕様に変更すること及び、取り外しが許される。

走行性能に影響がないことを条件に、パーツの補強改造が許される。

9-3-1 タワーバー(SA 規定準拠)

9-3-2 アッパータワーバー:ショックアブソーバー取付け部へボルトオンでの取付け・変更が許される。

9-3-3 ウィンドウォッシャータンク:ウィンドウォッシャータンクおよびクーリングタンク等のタンクは、エンジンルーム内であれば移設することができる。またこれらのタンクは専ら当該目的のためのみ使用するものとし、他の機能を目的としての使用、相互使用およびタンク(数を含み)は変更してはならない。

9-3-4 パワーステアリング用配管:パワーステアリング用配管は、SA 車両規定に準じ変更することができる。

9-4 車体内部

9-4-1 車室内の内装(SA 規定準拠)

運転席に乗車し車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。

①フロアマット類及びアンダーコート

②ネジ等のカバー類

9-4-2 計測器(SA 規定準拠) : 変更及び追加することができる。

9-4-3 ステアリングホイール(SA 規定準拠) : 外径(最大径)350mm 以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①スポーク部とボス部は堅固な取付けで、衝撃を受けた場合容易に脱落する恐れのないこと。

②計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

③光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

④ステアリングホイールの変更により、かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えないこと。

⑤ドライバーの救出を容易にするため、ステアリングホイールにクイックリリース及び、チルトアップ機能を持たすことが許される。その場合、ボスとステアリングホイールの間にクイックリリース及び、チルトアップ装置の取付けが認められる。ただし、取付けの認められる装置は安全性の見地からASEA 基準認定品または登録品であるか、それと同等以上の強度が実証された試験結果を主催者に提出し、許可されたものに限られる。

9-4-4 座席 変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。

(1) 座席の幅×奥行きは 400 mm×400 mm以上確保すること。

(2) 座席及び当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えられること。

(3) 追突などの衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置(ヘッドレスト)を備えるか又は座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

9-4-5 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

9-4-6 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

9-4-7 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り装着することが許される。標準装備のメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

10. 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、バルブ等の消耗品は同等品への交換が許される。

11. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈を以って最終とする。

デミオレース車両規則 (DEMIO Race Technical Regulation)

当該年度 JAF 国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に適合したマツダデミオ(車両型式:DE5FS、DJ5FS、DJLFS)の車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF 国内競技車両規則第3編第5章「スピード SA 車両規定」に準拠しなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならず、レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。

※年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<https://do-eng.com/motorsports/regulation/>

定義

1) 指定部品

DMA より使用が義務づけられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

2) 認定部品

DMA より使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

認定部品の登録申請

一般購入できることを条件で申請された部品で、DMA が認定した部品を使用することができる。

申請は製造者より発行されたカタログ・仕様書など、詳細の分かるものを添付した書面を事務局まで提出すること。

DMA が認めた場合を除き、指定部品・認定部品に対する改造は認められない。

※指定・認定パーツは、DMA ホームページ(<https://do-eng.com/motorsports/authorize/>)に公示される。

1. 安全規定

改造及び付加物の取付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品(DMA 指定部品及び認定部品を含む)の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1章第4章第4条安全ベルトに準拠した4点式ベルトの使用が義務づけられ、5点式以上の安全ベルトの使用が推奨される。

DJ5FS 及び DJLFS は、5点式以上の安全ベルトの使用が義務づけられる。

頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

1-3 消火器

消火器の装着を推奨する。

1-4 ロールバー

DMA の指定するロールバーを装着しなければならない。

1-5 けん引用穴あきブラケット

車両の前後に国内競技車両規則第1編第4章第8条けん引用穴あきブラケットに準拠した装置を備えなければならない。取り付けのための最小限の改造が許される。

2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のままで修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着部品(純正装着)及び車体を除き、カーボンの使用は禁止される。

4. エンジン

4-1 エンジン及び補機

純正部品の改造は、一切許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント

改造は許されない。

4-1-2 フライホイール

変更が許される。

4-1-3 オイルポンプ

改造は許されない。

4-1-4 補機/バッテリー

変更が許される。但し、搭載位置の大幅な変更は許されない。

4-1-5 オルタネーター

改造は許されない。

4-2 点火系統

4-2-1 セルモーター

改造は許されない。

4-2-2 点火プラグの変更が許される。

4-3 吸気・排気系統

4-3-1 エアクリーナー

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

4-3-2 マフラー及び排気管

保安基準に適合した部品への変更が許される。

なお、保安基準適合はエントラントの責務により証明しなければならない。(製造メーカー発行の適合証明書及びコーションプレート確認により基準適合と判断される)

4-3-2 排出ガス

当該車両の基準値を超えないこと。

4-4 冷却系統

4-4-1 ラジエター

DMA の認定したラジエターキャップに限り交換が許される。

4-4-2 ラジエターファン

改造は許されない。

4-4-3 配管

改造は許されない。

4-4-4 オイルクーラー

DMA の認定したオイルクーラーに限り装着することが許される。なお、配管の経路を確保するための車体の修正加工は許されるが、フレーム等の主要構造体に手を加えてはならない。

4-4-5 サーモスタット

変更及び取り外しは認められる。但し、取付け部の加工は認められない。

4-5 エンジンコントロールユニット

DMA の認定するエンジンコントロールユニットを装着することができる。

5. シャシー

5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm 以上を確保すること。

5-2 最低重量

5-2-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量(燃料、潤滑油、冷却水を含む)は、以下の通りとする。

DE5FS : 990 kg

DJLFS : 1020 kg

DJ5FS : 1080 kg

5-2-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-2-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-3 ラバーマウント及びブッシュ

改造は許されない。

6. 駆動装置

6-1 クラッチ

クラッチディスク及びクラッチカバーは、数及び直径を除き変更することができる。
但し、カーボン製(カーボン含有率がすべてを占めるもの)の使用は認められない。

6-2 トランスミッション

6-2-1 変速レバー及びシフトノブ

シフトノブのみ変更が許される。

6-2-2 オートマチックトランスミッション車

DMA の認定したオイルクーラーに限り装着することが許される。なお、配管の経路を確保するための車体の修正加工は許されるが、フレーム等の主要構造体に手を加えてはならない。

6-3 ディファレンシャル

ディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を取付けることができる。

但し、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

6-4 最終減速比

改造は許されない。

7. 制動装置

7-1 ブレーキパッド

DMA の認定したブレーキパッド及びブレーキシューに限り交換が許される。

7-2 ブレーキホース

ブレーキホースの変更が許される。

7-3 ブレーキローター

DMA の認定したブレーキローターに変更することができる。

7-4 バックプレート

取り外すことが許される。

7-5 その他

改造は許されない。また、ABS 及びブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

DE5FS(15C)車両は、同型式 SPORT のブレーキパーツに変更することが出来る。

8. サスペンション

8-1 スプリング、ショックアブソーバー、スタビライザー

変更が許される。

8-2 アーム

改造は許されない。

9. タイヤ及びホイール

DMA の指定するタイヤ及びホイールサイズを使用し、同時に装着するタイヤ・ホイールは同一でなければならない。

9-1 タイヤ

銘柄	DUNLOP DIREZZA ZIII
サイズ	DE5FS : 195/50R15
	DJ5FS、DJLFS : 205/50R16

(1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。

(2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。

(3)タイヤの溝は常に 1,6mm 以上あること。

(4)タイヤは加工しないこと。

(5)タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

9-2 ホイール

サイズ	DE5FS : 6.0~7.0J-15、offset +45~+55
	DJ5FS、DJLFS : 6.0~7.0J-16、offset +40~+50

(1)ホイールオフセット変更によるフェンダーからはみ出しはタイヤを含み一切認められない。

(2)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出しないこと。

(3)ホイールスペーサーの使用は許されない。

(4)ホイール間隔保持のための部材溶接及びアクスルハブ間隔保持のための部材を溶接することは許されない。

(5)走行中はずれる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。

10. 車体

10-1 自動車登録番号標

DMA の認定したブラケットを使用し、移設することが許される。

10-2 空力装置

車体の全長及び全幅は、保安基準で規定される一定範囲を超える事は許されない。

10-2-1 フロントスポイラー

DMA の認定したフロントスポイラーへの交換が許される。(フロントバンパー一体型を含む)

10-2-2 リアスポイラー

DMA の認定したリアスポイラーへの交換が許される。

10-2-3 サイドスカート

DMA の認定したサイドスカートへの交換が許される。

10-2-4 バンパー

改造は許されない。但し、フロントバンパー開口部にエアコンコア及びラジエーターコアの破損防止の為、防護ネットを取付けることができる。なお、防護ネットの取付けは車体側の形状に影響することなく簡易な取付けは許されない。

10-3 補強、その他

10-3-1 車体の改造は許されない。

10-3-2 アッパータワーバー、ロアタワーバー

ボルトオンで取付けられるものに限り装着が許される。

10-3-3 断熱処理

排気系統の高温を遮断する目的の断熱材装着が許される。

10-4 車体内部

10-4-1 コクピット

改造は許されない。

10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。但し、下記に記載されたものを除く。

(1)ロールバーの装着、またはタワーバー設置に伴う最小限の内装切除。

(2)着脱式のリアシェルフは取り外しても良い。

10-4-3 ステアリングホイール

外径 350mm 以上で保安基準に適合したステアリングホイール及びボスの変更が許される。

ステアリングホイール変更に伴うステアリングボスの変更が許される。

10-4-4 フットレスト・ペダルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。但し、確実に取付けること。

10-4-5 座席

保安基準に適合したバケットシート及びシートレールへの変更が許される。

10-4-6 隔壁

改造は許されない。

10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

10-4-8 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

10-4-9 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り装着することが許される。標準装備のメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

11. 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、バルブ等の消耗品は同等品への交換が許される。

12. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈を以って最終とする。

ロードスターN1レース車両規則 (Roadster N1 Race Technical Regulation)

参加車両は下記の車両規則に従ったものとし、本規則に定められていない項目については、当該年度 JAF 国内競技車両規則第 1 編レース車両規則第 3 章(一般規定)、第 4 章(安全規定)、第 5 章(量産ツーリングカーN1)に従っていなければならない。

第1条 参加車両と定義

1-1) 参加車両

マツダ・ロードスター(車両型式:ND5RC、NA6CE)

1-2) 定義

純正部品: 同一車両用部品として通常の販売方法により販売されている部品。(メーカーオプションを含む)

指定部品: 主催者より使用が認められた部品。指定部品以外の使用は、純正部品を含み認められない。

認定部品: 主催者より使用が認められた部品。認定部品以外に純正品の使用も認められる。

※主催者が認めた(車両規定及びブルテンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

第2条 許可される変更及び、部品の交換

本章によって許されていないすべての変更および調整仕上げは厳禁される。車両に対して行なうことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による磨耗、事故によって損傷した部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更および付加物の制限については後記で規定される。

これら以外に、使用による磨耗、事故によって損傷した部品は、いずれも、損傷した部品と全く同一の日本国内で販売されている部品によってのみ交換が許される。

※年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<https://do-eng.com/motorsports/regulation/>

第3条 ND5RC 改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のまま修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。改造規定で禁止される項目を含み、同一車両型式の他グレード純正部品への変更が許される。

3-1 安全規定

3-1-1 ファスナーの追加

ボンネット及びトランクリッドには、少なくとも 2 個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。

ファスナーは、赤(もしくは対照的に目立つ色)の矢印で明示されていなければならない。元のファスナー及び開口を維持する装置(ダンパー等)は作動しないよう処理するか取り除くこと。

3-1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第 1 章第 4 章第 4 条 安全ベルトに準拠した 5 点式以上のベルト使用が義務づけられる。

頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

3-1-3 消火器

国内競技車両規則第 1 章第 4 章第 5 条 消火器装着に準拠した消火器の装着が義務付けられる。

3-1-4 ロールバー

DMA の指定する 6 点式ロールバーを装着しなければならない。指定ロールバーの改造は一切許されない。

ロールバー装着のための最小限のボディ改造が許される。

3-1-5 けん引用穴あきブラケット

車両の前後に国内競技車両規則第 1 編第 4 章第 8 条けん引用穴あきブラケットに準拠した装置を備えなければならない。取り付けのための最小限の改造が許される。

3-1-6 サーキットブレーカー(主電源回路開閉装置)

国内競技車両規則第 1 章第 4 章第 11 条 サーキットブレーカーに準拠した装置が義務付けられる。

3-1-7 オイルキャッチ装置

国内競技車両規則第 1 章第 4 章第 19 条 オイルキャッチ装置に準拠した、容量 2L 以上のエンジンオイルキャッチタンク装着が義務付けられる。

3-2) エンジン

3-2-1) エンジン本体

一切の改造変更が許されない。

3-2-2) オイルフィルター

取り付け位置を含み変更が許される。

3-2-3) 電気系統

エンジンコントロールユニット(PCM)は、DMA 認定プログラムへの書き換えが許される。

バッテリー変更は取り付け位置を除き自由。取り付けブラケット・ボルトの変更も許される。

3-2-4) 吸・排気系統

3-2-4-1) 吸気系統

エアフィルター変更のみ許される。但し、取り外しは許されない。

3-2-4-2) 排気系統

排気マニホールドは防熱装置を施すことは許されるが、確認作業のため全面的に覆うことはできない。

排気マニホールドより後方の部分は材質及び触媒を除き自由。

3-2-5) ウォーターラジエター

車体側取り付け部の変更がなければ容量及び ラジエターキャップ圧力の変更が許される。

ラジエター変更に伴うホース類の変更及びコア損傷を防ぐためのネット装着が許される。

3-2-6) エンジンオイルクーラー

オイルクーラーの取り付けが許される。但し、車体外部への取り付けは認められない。

3-3) シャシー

3-3-1) クラッチ

取り付け方法および枚数の変更を行わなければ、クラッチカバー、クラッチディスクの変更は許される。

3-3-2) トランスミッション、ディファレンシャル

リミテッドスリップデフは、いかなる改造も伴わずボルトオンでの取り付けのみが許される。

オイルクーラー及び電動オイルポンプを取り付けることが許される。

3-3-3) タイヤ

DUNLOP DIREZZA ZIII : 195/50R15

※タイヤには、いかなる場合も、リググループを含み一切の加工が許されない。

3-3-4) ホイール

JATMA YEAR BOOK (日本自動車タイヤ協会規格)のタイヤサイズに許容された範囲におけるリムの幅の装着が許されるが、銘柄およびサイズは4輪とも同一仕様でなければならない。

3-3-5) ショックアブソーバー

車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければショックアブソーバーの変更は許される。

但し、シェルケースの材質の変更は許されない。

走行中に減衰力を変更ができるシステムの搭載は許されない。

3-3-6) ストラットタワーバー

車体への取り付け位置、取り付け方法および数を変えなければ変更することが許される。

3-3-7) スプリング

車体への取り付け位置、取り付け方法、作動原理、およびスプリングの数を換えなければ変更が許される。

車高調整式への変更に伴うスプリングシートの変更、および挿人物の追加も許される。

3-3-8) スタビライザーおよびスタビライザーブッシュ

スタビライザーは、径の変更が許される。また、連結を含みその取り外しも許される。

ただし、可変式スタビライザーへの変更は認められない。

スタビライザーブッシュは、金属以外の他の材質に変更することが許される。

3-3-9) ブレーキ

3-3-9-1) ブレーキシュー、ライニングパッドおよびブレーキホースの交換、変更は許される。

3-3-9-2) キャリパー及びディスクは、同一型式の他グレード採用の純正部品へ変更する事が許される。

3-3-9-3) 冷却ダクトは、以下に従い認定ダクトを装着することが許される。

標準の開口部を使用し、フロントのみフレキシブルダクトによる冷却ダクトの装着が許される。ただし、車体の外観形状に変更があってはならない。左右のダクトの各々の内径は 50mm 以下とし、その数は各々1本とする。

3-3-9-4) ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。

3-3-9-5) アンチロック装置との接続を外すこと、およびアンチロック装置を取り外すことは許される。また、取り外しに伴うパイプの修正、変更が許される。

3-3-10) ステアリングホイールおよびステアリング

ステアリングシャフトの変更または改造を行う事無く取り付けられるステアリングホイールとボスは自由。

クイックリリースシステムに変更する場合、クイックリリース機構は、ステアリングホイール軸と同中心のフランジにより構成されていなければならない。ステアリングの軸に沿ってフランジを引くとによりリリースが行われなければならない。ステアリングホイールの上下位置の調整は許される。

ステアリングロックは機能を解除しなければならない。しかし、当該機能部分以外に変更されてはならない。

3-3-11) ペダル類

安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更する事は許される。

ペダル剛性向上のため、マスターシリンダまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。

3-3-12) ラバーマウントおよびブッシュ類

DMA 認定のブッシュセットの装着変更が許される。

3-4) 車体

3-4-1) 最低重量

800kg 但し、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

車両最低重量は、パラストの搭載により調整することが許される。

3-4-2) 外観、形状

車体の外観や形状を変更することは許されない。アンダーカバーを取り外すことは許される。

3-4-3) 座席

当初の座席を変更する場合 FIA 基準 8855-1999 又は FIA 基準 8862-2009 に従ったものの使用が強く推奨される。

シートレールの強度は当初のものと同様以上でなければならず車体側の取り付け部の変更は許されない。

3-4-4) サイドウィンドウ

アクリルウインドに変更することが許される。

3-4-5) ドア

防音材を取り外すことは許される。ただし、取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものであってはならない。

ウェザーストリップ等の保護材を取り除くことは許されない。サイドドアビームを取り外してはならない。

3-4-6) ライト

前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。補助前照灯の追加、変更、取り外しが許される。

3-4-7) 補助的付加物

補助的付加物の取り外しは、その配線も含み許される(例えば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、エアコン、モール類、エアバッグ、ホーン等)

計器類(センサー、配線を含む)の変更・取り付け、または取り外しが認められる。

DMA 指定のデータロガーを装着しなければならない。

絶縁材を車両の床下、エンジン室、トランク内やホイール格納アーチ部から除去することは許される。

シャシー／車体部において、ボルトオンで取り付けられている使用していない支持体は取り外すことができる。

3-4-8) 内装

ダッシュボード・コンソール・ドアトリムを除き取外しが許される。

3-4-9) 幌

予選・決勝を通じて幌オープン状態での出走が義務づけられる。

標準装備のソフトトップは取り付け具を含み取り外す事ができる。

3-4-10) 補強

スポット溶接及び同等の溶接追加による補強のみ許される。

第4条 NA6CE 改造規定

本規定に定められていない項目は、当該年度 JAF 国内競技車両規則第 5 章に従って変更することが許される。

4-1) エンジン

4-1-1) クーリングファンおよびファンシュラウド

電動ファンの駆動用スイッチの「変更は許される。クーラー用に取り付けられた電動ファンはクーラーコンデンサーを取り外した場合には同時に取り外すこと。ラジエター周辺に取り付けられているボルトオンのダストカバー類は取り外すことが許されるが、当初から設定のない同封のための装置を追加することは、その装置類が暫定的であっても許されない。ラジエターの容量を変更する場合は、コア外周部の導風板等の取り付けは許されない。

4-1-2) インジェクションシステム

フューエルインジェクションの調整部の車室内設置および当初のセンサー類の変更は許されない。

4-1-3) カムシャフト

同一型式の純正部品であっても、エンジン型式(ターボの有無など)の異なる場合は使用できない。

4-1-4) エアクリーナー

エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターボックスは当初のままではなければならない。フィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックスとスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置(吸気音防止レゾネーター、ブローバイガス循環ホース等)を取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。

4-1-5) ECU

純正部品以外の使用は許されない。

4-1-6) 電装品及び補記類

電氣的に諸装置を調整できる調整装置(エンジンコントロールユニット等のすべてのコンピューター類のコントローラーを含む)は当初から装着されているものを除き車室内に設置されてはならない。

取り付け位置を除き、バッテリーは自由。ただし、リアバッテリー搭載車で、安全燃料タンクを装着するための最小限の取り付け位置の変更は許される。取り付けブラケット、ボルトの変更も許される。

4-2) シャシー

4-2-1) タイヤ

銘柄 DUNLOP DIRAZZA ZIII とする。

タイヤサイズ 185/60R14

4輪とも同一銘柄(コンパウンド含む)を使用しなければならない。

4-2-2) ホイール

JATMA YEAR BOOK に許容された範囲におけるリム幅が許される。

銘柄及びオフセットは自由。

4-2-3) ストラット、ショックアブソーバー

取り付け部はボルト径、取り付け穴を含み一切の変更改造も許されない。

アッパーマウントは強度の変更を除き、形状・材質・取り付け位置の変更は禁止する。

4-2-4) ブレーキ

倍力装置は一・外観形状及び内部構成部品は維持しなければならない。但し、マスターシリンダを直接作動させるための最小限の変更は許される。ブレーキ冷却ダクトの装着は認められない。

4-3) 車体、その他

4-3-1) ロールケージ

JAF 国内競技車両規則第1編 第4章 第6条に準拠したロールケージの取り付けが義務付けられる。

4-3-2) シートベルト

5点式以上のシートベルト及び頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

4-3-3) 最低重量

NA6CE : 850kg 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中でであっても変更する場合がある。

車両最低重量はバラスト搭載により調整することが許される。

4-3-4) 幌

予選・決勝を通じて幌オープン状態での出走が義務づけられる。

ソフトトップにロック機構の無い車両は、ソフトトップを取り外さなければならない。

4-3-5) 窓ガラス

サイドガラスをアクリル製に変更することが許される。

4-3-6) 外観・形状

外観形状に影響を及ぼすテーピング処置は許されない。補助的付加物の取り外しにより、配線・配管など固定するためのボルト穴を開ける程度の最低限の車体改造は認められる。

以上

2019年02月01日制定

DO Motorsport Association(DMA)事務局

〒410-1325 静岡県駿東郡小山町一色 1344-2 有限会社ドゥーエンジニアリング内

TEL:0550-78-3200 FAX:0550-78-3201

DMA 公式 Web サイト

<https://do-eng.com/mortorsports/>

レース区分

ロードスターレース(N1)

同一クラス賞典：ND5RC、NA6CE

ロードスターカップレース(NR-A)

RSC1.5 クラス：チャレンジクラス(ND5RC)、オープンクラス(ND5RC)

RSC1.6 クラス：NA6CE、NB6C

RSC1.8 クラス：NA8C、NB8C

RSC2.0 クラス：チャレンジクラス(NCEC)、オープンクラス(NDERC、NCEC)

デミオレース(NR-A)

同一クラス賞典：DE5FS、DJ5FS、DJLFS

レース別賞典

主催者賞	レース毎/年間シリーズ賞	富士スピードウェイ特別規則書参照
NUTEC 賞	レース毎優勝者/年間シリーズ賞	毎戦1万円/FSW 特別規則書参照
MZ Racing 賞	年間シリーズチャンピオン	メカニックスーツほか3万円相当賞品

開催日程（ロードスターカップレースは確定、その他は暫定のため変更の可能性があります）

4/20～21	富士チャンピオンレース第1戦	ロードスターN1レース
5/11～12	富士チャンピオンレース第2戦	ロードスターカップレース、デミオレース
8/31～9/1	富士チャンピオンレース第3戦	ロードスターN1レース、ロードスターカップレース、デミオレース
9/21～22	富士チャンピオンレース第4戦	ロードスターN1レース、ロードスターカップレース
10/19～20	富士チャンピオンレース第5戦	ロードスターカップレース、デミオレース
12/14～15	富士チャンピオンレース第7戦	デミオレース

指定・認定部品（参考）

N1レース指定部品（2018年12月末日現在）

ロードスター(ND5RC)

ロールバー	11381-53661	OKUYAMA（JAF国内競技車両規則安全規定準拠）
タイヤ	195/50R15	DUNLOP DIREZZA ZIII

ロードスター(NA6CE)

タイヤ	185/60R14	DUNLOP DIREZZA ZIII
-----	-----------	---------------------

NR-A レース指定部品（2018年12月末日現在）

ロードスター(NDERC)

ロールバー	11385-53661	OKUYAMA
-------	-------------	---------

タイヤ	205/50R16, 205/45R17	DUNLOP DIREZZA ZIII	
ロードスター(ND5RC)			
ロールオーバー	QND1-53-660	MAZDASPEED	
	11380-53661	OKUYAMA	
タイヤ チャレンジクラス	195/50R16	BRIDGESTON Adrenalin RE003	
オープンクラス	195/50R16, 205/50R16	DUNLOP DIREZZA ZIII	
ロードスター(NCEC)			
ロールオーバー	QNC1-53-660	MAZDASPEED	
	11370-53661	OKUYAMA	ソフトトップ専用
	11370-53662	OKUYAMA	RHT 専用
タイヤ チャレンジクラス	205/50R16	BRIDGESTON Adrenalin RE003	
オープンクラス	205/50R16, 205/45R17	DUNLOP DIREZZA ZIII	
ロードスター(NA6CE、NA8C、NB8C)			
タイヤ	195/50R15	BRIDGESTON POTENZA RE-71R	
デミオ(DE5FS)			
ロールオーバー	11701-53661	OKUYAMA	
タイヤ	195/50R15	DUNLOP DIREZZA ZIII	
デミオ(DJLFS、DJ5FS)			
ロールオーバー	11721-53661	OKUYAMA	
タイヤ	205/50R16	DUNLOP DIREZZA ZIII	

N1 レース認定部品 (2018年12月末日現在)

ロードスター(ND5RC)			
PCM	認定品	DO-ENGINEERING	

NR-A レース認定部品 (2018年12月末日現在)

ロードスター(ND5RC)			
エアロパーツ	認定品	MAZDASPEED、	
ブレーキディスク(F/R)	11381-33251/26251	DIXCEL	
【オープンクラスのみ】			
PCM	ND-P-001	DO-ENGINEERING	性能調整
エアロパーツ	認定品	ガレージベリー	
ナンバーブラケット	11381-56481	DO-ENGINEERING	
強化ブッシュセット	ND-S-001	MAZDASPEED	
ロードスター(NDERC)			
PCM	ND-P-002	DO-ENGINEERING	スピードリミッタ解除
エアロパーツ	認定品	MAZDASPEED	
ナンバーブラケット	11381-56481	DO-ENGINEERING	
強化ブッシュセット	ND-S-001	MAZDASPEED	
ロードスター(NCEC)			
PCM	NC-P-001	DO-ENGINEERING	スピードリミッタ解除
マフラー	QNC1-40-100	MAZDASPEED	
ブレーキディスク(F/R)	11371-33251/26251	DIXCEL	

【オープンクラスのみ】

エアロパーツ	認定品	ガレージベリリー、ジェットストリーム、ノガミプロジェクト DO-ENGINEERING、VOLTEX
ナンバーブラケット	11701-56481	DO-ENGINEERING

デミオ (DE5FS)

PCM	DE-P-004、003	DO-ENGINEERING	性能調整
エンジンオイルクーラー	11700-14200	DO-ENGINEERING	
CVTフルードクーラー	11702-19900	DO-ENGINEERING	
ブレーキパッド	11703-33002	DIXCEL	
ブレーキシュー	11703-26002	DIXCEL	
ブレーキディスク	11703-33251	DIXCEL	

デミオ (DJLFS、DJ5FS)

PCM	DJ-P-001、001	DO-ENGINEERING	性能調整
エンジンオイルクーラー	11720-14200	DO-ENGINEERING	

追加変更など詳細は、DMA ホームページでご確認下さい。 <https://do-eng.com/mortorsports/authorize/>

